

- 6 第2条の2第12項において準用する特許法施行規則第27条第3項の規定により国と国以外の者の共有に係る出願であつて、国以外の者の持分の割合に乗じて得た額を納付するときは、「【代理人】」の欄の次に「【持分の割合】」の欄を設けて「○／○」のように国以外のすべての者の持分の割合を一度だけ記載する。
- 7 第2条の2第12項において準用する特許法施行規則第27条第2項の規定により意匠法第36条において準用する特許法第73条第2項の定め又は民法第256条第1項ただし書の契約を記載するときは、「【手数料の表示】」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、その旨を一度だけ記載する。
- 8 第9条第1項の規定により、意匠を秘密にすることを請求する旨を願書に記載してその旨等を記載した書面の提出を省略するときは、「【代理人】」の欄の次に「【秘密にすることを請求する期間】」の欄を設け、秘密にすることを請求する期間を一度だけ記載する。
- 9 第2条の2第12項において準用する特許法施行規則第27条の4第1項の規定により、意匠の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けようとする旨を願書に記載してその旨を記載した書面の提出を省略するときは、「【書類名】」の欄の次の「【整理番号】」の欄の次に「【特記事項】」の欄を設けて、「意匠法第4条第2項の規定の適用を受けようとする意匠登録出願」と一度だけ記載する。
- 10 複数意匠一括出願手続で出願しようとする意匠登録出願の中に第2条第9項の規定により産業技術力強化法第17条第1項の規定による特定研究開発等成果に係る意匠登録を受けようとするものがあるときは、当該意匠登録を受けようとする意匠の意匠番号の「【意匠の創作をした者】」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、「【国等の委託研究等の成果に係る意匠登録出願（令和○年度、○○省、○○委託事業、産業技術力強化法第17条第1項の適用を受けるもの）】又は【国等の委託研究等の成果に係る意匠登録出願（令和○年度、○○省、○○請負事業、産業技術力強化法第17条第1項の適用を受けるもの）】のように記載する。
- 11 それぞれの意匠番号欄の意匠登録を受けようとする意匠を記載した図面を提出するときは「【意匠に係る物品の説明】」の欄の前に「【提出物件の目録】」の欄を設け、「【物件名】」に「図面」と記載することとし、意匠法第6条第2項の規定により写真、ひな形又は見本を提出する場合は、「【提出物件の目録】」の欄の「【物件名】」の「図面」を「写真」、「ひな形」又は「見本」と記載する。
- 12 その他は、様式第2の備考1から6まで、備考8から備考19まで、備考21から備考25まで、備考31から備考37まで及び備考39から備考46まで、様式第3の備考3、様式第6の備考、様式第7の備考1から3まで並びに様式第8の備考1から4までと同様とする。

様式第6（第3条関係）

〔略〕

〔備考〕

1・2 〔略〕

3 図面が複数枚にわたるときは、各ページの上の余白部分の右端にページ数を記入し、図面が複数意匠一括出願手続に用いられるときは、ページの上の余白部分の左端に当該図面によって表す意匠の意匠番号を記入する。

4～27 〔略〕

様式第6（第3条関係）

〔略〕

〔備考〕

1・2 〔略〕

3 図面が複数枚にわたるときは、各ページの上の余白部分の右端にページ数を記入する。

4～27 〔略〕